



あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(3882)1111 編集/企画部広報課

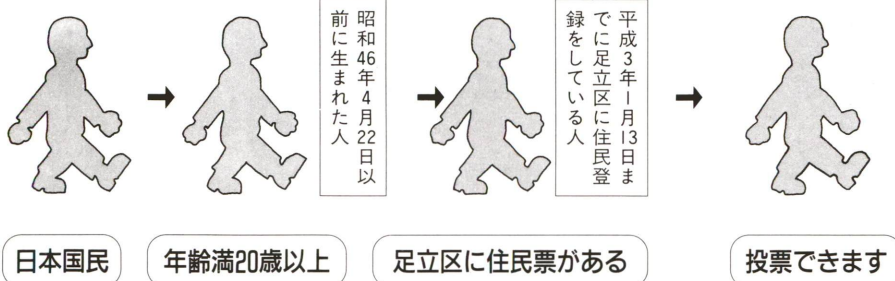
選挙特集号



足立区議会議員選挙

《足立区で投票できる人》

投票できる人は選挙権があり、かつ、足立区の選挙人名簿に登録されている必要があります。



投票日

4月21日

午前7時～午後6時

政治に国民が参加して国民の意思によって政治が行われることを民主主義といえます。

現在、我が国では、選挙によって代表者を選出し、その代表者が政治を行う間接民主主義制をとっています。ですから、選挙は、わたしたちが政治に参加し、わたしたちの意思を政治に反映させる重要な機会でもあります。全国一斉に行われる統一地方選挙は、昭和22年の第1回から数えて今回で12回目となります。

足立区では、4月7日に東京都知事選挙が、4月21日には足立区議会議員選挙が執行されます。一人ひとりが棄権することなく大切な一票を投票しましょう。

● **足立区で投票できる方**
今回の足立区議会議員選挙で投票できる方は、日本国民で、年齢満20歳以上(昭和46年4月22日以前に生まれた方)であり、足立区の選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿に登録されるには、足立区に住み始めてから基準日(4月13日)までに、3ヵ月以上たっていない必要があります。なので、平成3年1月13日までに足立区に住民登録をしている方が、投票できます。

● **足立区に転入した方**
平成3年1月14日以降に足立区へ転入届をした方は、選挙人名簿に登録するために必要な住所要件(基準日の4月13日までに3ヵ月以上住んでいること)が満たされませんので、投票することができません。

● **区内で転居した方**
選挙人名簿に登録されている方で、平成3年3月26日以前に転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できますが、平成3年3月27日以降に転居の届出をした方は旧住所地の投票所で投票することになります。(ご注意ください)

● **足立区から転出した方**
今回の選挙では、4月21日の投票日当日まで、足立区内に住んでいる必要があります。4月21日の投票日以前に足立区から区外へ転出した方は、投票できません。

● **選挙公報**
東京都知事選挙と足立区議会議員選挙の選挙公報は、新聞折込みでお届けします。
折込み日 東京都知事選挙 3月27日
 足立区議会議員選挙 4月18日
折込みする新聞 朝日・読売・毎日・日経・東京・産経の各朝刊

※これらの新聞を購読していない世帯の方は、区施設や区内各駅に選挙公報スタンドを設置しますのでご利用ください。

統一地方選挙標語

一票が生きる政治へ あなたが参加

● 入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに2名連記式のハガキでお送りします。例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキを2枚(1枚が2名分、もう1枚は1名分)お送りします。投票所へおいでになるときは、ご自分の入場整理券を確認のうえ、切り離してお持ちください。入場整理券が、万一届かなかったり、紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。投票所の「庶務・調査係」へ申し出てください。(東京都知事選挙 3月20日に発送しました。都外へ転出した方へは発送しません。)

● 代理投票と点字投票

投票所では、身体が不自由な方、または、字の読み書きができない方で、自分で投票用紙に記入できない方のために、代理投票を行っています。また、目の不自由な方は、点字投票をすることができます。

▲ 代理投票の方法 ▲

代理投票をする方は、投票所で投票所係員に代理投票をする旨を申し出てください。代理投票該当者と判断された場合、その場で補助者2人(投票所係員)が付きます。かわりに補助者が、投票用紙に記入しますが、当然、投票内容の秘密は厳格に守られます。(家族等がかわりに記入する制度ではありません。ご注意ください)

▲ 点字投票の方法 ▲

点字投票をする方は、投票所で投票所係員に、点字投票をする旨を申し出てください。点字投票用の投票用紙が渡され投票できます。

※投票所には、車椅子・老眼鏡・候補者一覧表が用意してありますので、ご希望の方は、投票所係員まで申し出てください。

足立区議会議員選挙における選挙公営

- ポスター掲示場の設置
- 選挙公報の発行

平成2年第4回足立区議会定例会において、「足立区議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」と「足立区議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例」が可決されました。

ポスター掲示場に関しては、570ヵ所のポスター掲示場を設置することにより、ポスター掲示場以外には、ポスターを掲示することができなくなりました。(前回は、各投票区1ヵ所のポスター掲示場を含め、1,200枚のポスターが掲示できました。)

また、候補者の氏名・写真・経歴・政見等を掲載した選挙公報を発行します。どの候補者に投票したらよいか、判断材料のひとつとなりますので、ご利用ください。

◎選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ。☎(3882)1111(代)

あなたの投票所を確かめよう＝投票区域一覽

Table with 4 columns: 投票区名, 投票所建物名称, 所在地, 区 域. It lists various schools and their corresponding voting districts across different areas like 千寿, 栗島, and 古千谷.

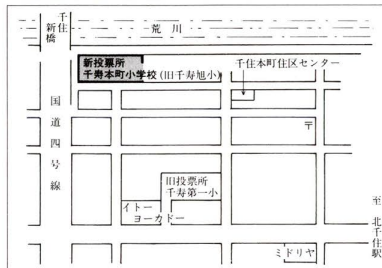
投票所変更のお知らせ

Table with 5 columns: 対象区域, 投票区No, 新投票所, 新投票所所在地, 旧投票所. It details the transfer of voting locations for districts 5, 70, 71, and 72.

平成3年4月7日の東京都知事選挙から、左表の対象区域にお住まいの方の投票所が変更になりますので、ご注意ください。

《新投票所付近略図》

●千寿本町小学校 (旧 千寿旭小学校)



●栗島中学校



●第十二中学校



●古千谷小学校



公職選挙法の改正 公職選挙法では政治家の

Text explaining the amendments to the Public Office Election Law, specifically regarding political party members and their activities during election periods.

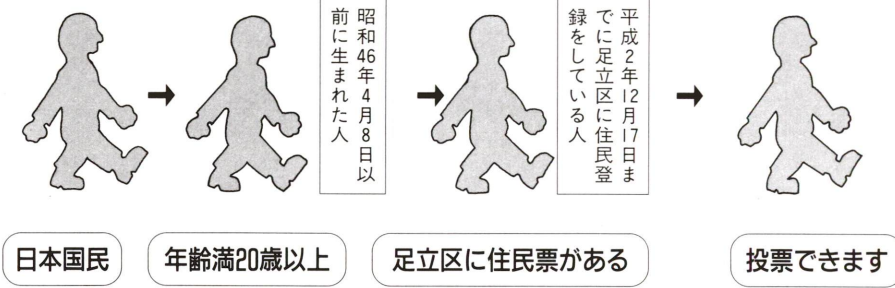
公職選挙法の改正 寄附は禁止されています

Text explaining the amendments to the Public Office Election Law, specifically regarding the prohibition of campaign contributions from political party members.

東京都知事選挙

《足立区で投票できる人》

投票できる人は選挙権があり、かつ、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。



投票日

4月7日

午前7時～午後6時

足立区から都内へ転出 → 平成2年12月7日以降に足立区から都内へ転出した方は、新住所地の証明書(住民票の写し等)が必要です。

●足立区で投票できる方

今回の東京都知事選挙で、足立区で投票できる方は、日本国民で、年齢満20歳以上昭和46年4月8日以前に生まれた方)であり、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿に登録されるには、足立区に住み始めてから基準日(3月17日)までに、3ヶ月以上たっていない必要があります。平成2年12月17日までに足立区に住民登録をしている方が、投票できます。

●足立区に転入した方

平成2年12月18日以降に、足立区へ転入届をした方は、選挙人名簿に登録されるために必要な住所要件(基準日の3月17日までに3ヶ月以上住んでいること)が満たされませんので、足立区で投票することができません。ただし、東京都内から直接足立区に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、前住所地で投票できます。

その際は、前もって足立区の区民事務所で申請により無料交付される証明書(住民票の写し等)を持って前住所地の投票所で投票してください。

※投票日当日は、北千住サピオセンター・東綾瀬・竹の塚・梅田・西新井の各区民事務所が対応します。

●足立区内で転居した方

選挙人名簿に登録されている方で、平成3年3月6日以前に転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できますが、平成3年3月7日以降に転居の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票することになります。(ご注意ください)

●足立区から転出した方

今回の選挙では、平成2年12月6日以前に足立区外へ転出した方、および、4月7日の投票日以前に東京都外へ転出した方は、足立区で投票できません。

なお、平成2年12月7日以降、足立区から東京都内へ転出した方(ただし、区市町村単位1回の移動に限る)で、投票日当日まで足立区の選挙人名簿に登録されていれば、足立区で投票できます。

●不在者投票

この場合、引き続き東京都内に住んでいることの証明書(新住所地の住民票の写し等)が必要です。

投票は、原則として、本人が投票日に投票所で行うものですが、次のような理由で、投票日当日投票所へ行けない場合は、不在者投票ができます。

- 投票日に、投票区の区域外で職務や業務に従事する方
- 投票日に区外へ旅行中・滞在中の方
- 病気・妊娠・身体の障害等のため、投票日当日に歩くことが困難な方
- 足立区から転出した方で足立区に投票資格のある方

▼不在者投票の方法
《窓口でする不在者投票》
印鑑と入場整理券(届いている場合)を持参していただきます。不在になる理由を書類に記入していただきます。

※東京都知事選挙の場合で東京都内へ転出した方は、引き続き東京都内に住んでいることの証明書(新住所地の住民票の写し等)が必要です。

●選挙運動ができない人

《選挙運動ができない人》
4月6日(出まで)
(現在受付中)
足立区議会議員選挙
4月14日(日)
4月20日(土)まで
ただし、中央本町庁舎での受け付け期間は、次のとおりです。(ご注意ください)

●東京都知事選挙
4月2日(土)～6日
足立区議会議員選挙
4月16日(土)～20日
(両選挙共5日間の
み)
※土曜日・日曜日も受け付けています。

公職選挙法では選挙の公正な執行を確保するため、次の人については、選挙運動が禁止されています。

選挙事務関係者	投票・開票管理者、選挙長	関係区域内での選挙運動は禁止
特定公務員	中央選挙管理委員会及び選挙管理委員会の委員、職員、裁判官、検察官、警察官ほか	一切禁止
選挙権・被選挙権がない者	未成年者・選挙犯罪者等	一切禁止
公務員等	公務員、教育者等	地位利用の選挙運動等は禁止

なお、公務員(教育公務員を含む)は、他の法律でも制限を受けます。

東京都知事選挙 足立区議会議員選挙 の投票日に、投票所へ行けない方や身体が不自由な方へ

午前8時30分～午後5時
《指定病院での不在者投票》
病院・老人ホーム等に入院・入所されている方で、その施設が不在者投票の指定施設(足立区内の指定施設は左表参照)になっていれば、その病院・老人ホーム内で投票することもできます。

《滞在地で不在者投票》
長期出張等で、不在者投票期間に窓口に来られない方は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票をすることが出来ます。

投票用紙等の請求方法は選挙管理委員会へ早めにお問い合わせください。

足立区で不在者投票のできる指定病院(老人ホーム)

病院等の名称	所在地	病院等の名称	所在地
梅田病院	梅田7-1-2	柳原病院	柳原1-27-5
綾瀬病院	綾瀬6-3-1	老人病研究所付属病院	鹿浜5-13-7
足立民衆病院	千住東1-20-12	西川病院	東和2-16-3
市原病院	足立1-19-2	養護老人ホーム	花畑4-39-10
勝業堂病院	千住柳町5-1	特別養護老人ホーム	花畑4-39-10
佐々木病院	梅田7-23-17	足立立新居	島根2-24-2
尾竹橋病院	千住桜木2-11-8	東京足立区しまね園	一ツ家4-3-4
西新井病院	西新井本町5-7-14	等潤病院	西新井6-32-10
足立田園病院	舎人2-17-14	水野病院	花畑4-33-8
アヤノ病院	西新井本町2-23-1	友愛病院	千住2-19
博慈記念病院	鹿浜5-11-11	井口整形外科病院	博慈記念病院分院
内田病院	千住2-39	足立東部病院	鹿浜5-14-8
井上病院	竹の塚5-12-11	特別養護老人ホーム	梅島2-35-16
敬仁病院	新田2-16-13	養護老人ホーム	入谷3-3-6
		聖コーワ病院	江北6-24-6

●郵便(在宅)投票

身体に重度の障害があり、投票所へ行くのが困難な方が自宅で投票できる制度です。ただし、自分自身で字が書ける方)

《郵便投票ができる方》

- 身体障害者手帳を持ち、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級・2級の方。または、心臓・じん臓・直腸・小腸・ぼうこう・呼吸器の障害の程度が1級・3級の方。
- 戦傷病者手帳を持ち、両下肢・体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの方。または心臓・じん臓・直腸・小腸・ぼうこう・呼吸器の障害の程度が特別項症から第3項症までの方。

《郵便投票の方法》
投票には、郵便投票証明書が必要です。郵便投票証明書ををお持ちの方は、投票日の4日前(知事選・4月3日、区議選・4月17日)の午後5時までに請求書を選挙管理委員会へ送ってください。